

平成 21 年 4 月 25 日

日本地域学会論説賞に関する規程

(論説賞)

第 1 条 日本地域学会（以下、本学会）会則第 4 条第五号の規程に基づき、本学会に論説賞をおく。

(目的)

第 2 条 論説賞は、地域学の発展に著しく寄与し、その意義や貢献が多大であると判断できる論説を表彰する。

(選考方法等)

第 3 条 論説授賞選考候補者の公募、推薦、選考、受賞者の決定および表彰等については、この規程に定める他は、本学会 学会賞（奨励賞・論文賞・功績賞）に関する規程を援用する。

(受賞対象)

第 4 条 論説賞の対象となる論説は以下の各号の何れかに該当するものでなければならない。

- 一 『地域学研究』の提言のジャンルにおいて、公表された論説、提言等
 - 二 上記の他、過去 2 年以内に出版もしくは公表された論説であって学会賞選考委員会（以下、委員会）が論説賞の表彰に値するものと認めたもの
- 2 前項に規定する論説の出版もしくは公表の形態は、以下の何れかに該当するものでなければならない。
- 一 印刷による製本の形態
 - 二 CD 等の電子媒体であって恒久的なもの
 - 三 その他、委員会が出版もしくは公表に相当するものと認めたその他の恒久的方法
- 3 委員会は、論説賞授賞候補者の選考にあたっては、その都度、当該各論説が前 2 項において各号の規程の何れかに該当するかを吟味する。

(改正)

第 5 条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

附則

(施行)

第 1 条 この規程は、制定と同時に施行し、平成 22 年度論説賞の授賞から適用する。

(経過措置)

第 2 条 本則第 4 条第 1 項の規程に関わらず、平成 22 年度および平成 23 年度論説賞の対象となる論説については、同項の規程中「過去 2 年以内」を「過去 5 年以内」と読み替えてこれを適用する。